



木古内交通

令和6年 第 46 号

木古内警察署
北のひろめーる
10月15日発行

携帯電話違反、厳罰化しています！！

令和元年12月1日より施行された道路交通法の改正により、携帯電話の使用による交通違反は厳罰化され、罰則や反則金、点数が引き上げられています。

厳罰化による変更点

～ 携帯電話使用等(保持) ～

携帯電話使用等(保持)とは、運転中に携帯電話を保持して通話する行為や画面を注視する行為が違反となります。

下記の一覧表で、変更した点を確認してみましょう。



改正前		改正後
罰則	5万円以下の罰金	<u>6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金</u>
反則金	普通車については6千円 (車種に応じ金額は変更)	<u>普通車については1万8千円</u> (車種に応じ金額は変更)
点数	1点	<u>3点</u>

～ 携帯電話の使用が原因の事故についても厳罰化 ～

携帯電話の使用等により、交通の危険を生じさせた場合についても厳罰化されています。

携帯電話を保持した状態で通話していたり、画像注視をして交通の危険を生じさせた場合には、罰金処分や、いきなり免許停止処分を受ける可能性もあります。

車を運転中に電話等の連絡が来た場合には、すぐに応答せずに安全な場所に車を止めてから、折り返し連絡をする等、安全運転を心掛けましょう。

《【フィッシング対策】不審なメールに添付されたリンクは開かず、#9110に相談！！！！》